

立川市監査委員条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 17 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

常勤の監査委員を設置するため。

立川市監査委員条例の一部を改正する条例

立川市監査委員条例（昭和38年立川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>第2条 ……略…… <u>（常勤の監査委員）</u></p> <p><u>第2条の2 法第196条第4項の規定により、識見を有する者のうちから</u> <u>選任する監査委員のうち、常勤の監査委員の数は、1人とする。</u></p>	<p>第2条 ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。